

山梨の未来を担う人材育成検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 山梨県の人材育成機関における中長期的な人材育成の方向性について、産学官が連携して検討を行うため、「山梨の未来を担う人材育成検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 県の人材育成機関における中長期的な人材育成の方向性に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17名以内をもって構成し、知事が委員を委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱のあった日から平成31年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 委員会に委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員の中から知事が任命する。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第6条 委員会に、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、委員長が指定する事項を調査審議し、その結果を委員会へ報告する。
- 3 ワーキンググループに座長を置くことができる。
- 4 ワーキンググループは、委員長が招集する。
- 5 1から4までに定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(庶務)

第8条 委員会等の庶務については、山梨県産業労働部産業人材育成課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月15日から施行する。